△

○

なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本事業公告時において未完了の業務成績は含まない）の場合は実績として認めない。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る））の資格を有する者

ｂ　１級土木施工管理技士、１級電気工事施工管理技士又は１級電気通信工事施工管理技士

ｃ　土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会１級土木技術者

ｄ　（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)、公共工事品質確保技術者(Ⅱ)

ｅ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の電気電子部門又は建設部門に限る。）

イ　次のａ又はｂの実績（平成23年度以降公告日までに完了した業務）を有する者。

ａ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事、電気設備工事又は電気通信設備工事のいずれかに関する発注者支援業務（類する業務を含む。）、公物管理補助業務（類する業務を含む。）

ｂ　国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な電気設備工事又は電気通信設備工事を行う公益民間企業が発注したＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計、電気設備設計又は電気通信設備設計のいずれかにおける概略・予備・詳細設計業務、土木工事、電気設備工事又は電気通信設備工事のいずれかにおける監理技術者又は主任技術者の業務

また、上記の期間に、育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。

詳細は入札説明書による。

ウ　なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（本事業公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。

エ　配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、工事監理企業と直接的雇用関係がなければならない。

第一次審査提出書類の提出期限までに工事監理企業と配置予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。

上記②及び③において「特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した」各種業務及び「特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な電気設備工事又は電気通信設備工事を行う公益民間企業が発注した」各種業務の詳細並びに上記③において「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」の詳細、外国資格を有する技術者についての詳細は入札説明書による。

⑸　設備維持企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる設備維持業務を実施する者（以下「設備維持企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度「維持修繕工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、経常建設共同企業体や地域維持型建設共同企業体が、設備維持企業として本事業の入札に参加することは認めない。

○

②　平成23年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記ア、イに掲げる工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

ア　夜間工事において道路照明施設又はトンネル照明施設の維持又は設置した工事であること。

イ　供用中の道路を規制（路面覆工、切り回し、車線減少、片側交互通行、通行止め、のいずれかを指す）して行った工事であること。

上記ア、イは同一工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請された全ての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　次のアからオまでの基準を満たす配置予定の主任（監理）技術者を専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

ア　配置予定の主任（監理）技術者の資格等　主任技術者は、１級電気工事施工管理技士、２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による

イ　配置予定の主任（監理）技術者の工事経験　１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸②ア、イに掲げる工事の経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

上記ア、イは同一工事でなくてもよい。

なお、当該工事経験が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、電気工事業（略語：電）に関する監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者。

エ　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。詳細は入札説明書による。

オ　設備維持業務の主任技術者又は監理技術者は、事業者が提出した申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。詳細は入札説明書による。

⑹　その他企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外（事業マネジメント業務）を実施する企業は、２⑵応募者共通の要件を満たさなければならない。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は入札書及び事業計画書をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

①　事業提案のうち関東地方整備局が特に重視する項目（内容点項目）について、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて得点（最高点722.5点）を付与する。

②　事業提案資料に不備がある提案、及び要求水準を充足しない評価項目がある提案を不採用とする。